

法律科目試験問題（憲法） 配点 50 点

酒税法は、酒類には酒税を課するものとし（1条）、酒類製造業者を納税義務者と規定し（6条1項）、酒類等の製造及び酒類の販売業について免許制を採用している（7条～10条）。これは、酒類の消費を担税力の表れであると認め、酒類についていわゆる間接消費税である酒税を課することとするとともに、その賦課徴収に関しては、いわゆる庫出税方式によって酒類製造業者にその納税義務を課し、酒類販売業者を介しての代金の回収を通じてその税負担を最終的な担税者である消費者に転嫁するという仕組みによることとし、これに伴い、酒類の製造及び販売業について免許制を採用したものである。酒税法は、酒税の確実な徴収とその税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する必要から、このような制度を採用したものである。

X1 及び X2 は、自己消費目的での清酒製造を企て、所轄税務署長の製造免許を受けず、清酒合計約 100 リットルを製造した。X1 はそれを自ら消費するだけで満足したが、X2 はそれを販売しようと思い立ち、所轄税務署長の販売免許を受けることなく、インターネットを通じて購入を希望した者に販売した。この事実はすぐに当局の知るところとなり、結局、X1 は、酒税法の無免許製造の罪（54条1項）で、X2 は、無免許製造の罪に加えて、無免許販売の罪（56条1項1号）で起訴された。

X1 及び X2 の言い分によれば、個人が自己消費目的で製造する酒類は、業者が販売目的で製造する酒類と比較して、質的にも量的にも大きな違いがあり、自己消費目的の酒類製造を放任しても、酒税収入に打撃を与えるわけではないのだから、酒類製造の一律免許制は違憲であると主張される。さらに、X2 は、現在では酒税の国税全体に占める割合が 3%にまで縮小しており、また、規制緩和の推進によって、酒類販売業の免許要件が極めて緩やかに解され、酒類販売の免許制はもはや形骸化していることから、酒類販売に一律免許を強いることは違憲であると主張している。

〔設問〕

X1 及び X2 の言い分を踏まえ、X1 及び X2 を弁護する立場から、酒類製造の一律免許及び酒類販売の一律免許の現行制度は違憲であるとする憲法論を展開しなさい。